

社団法人 北海道産炭地域振興センター

定 款

(平成24年2月1日改正施行)

社団法人北海道産炭地域振興センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人北海道産炭地域振興センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北1条西2丁目2番地に、従たる事務所を北海道釧路市錦町4丁目7番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北海道内の産炭地域における企業の導入及び育成並びに新産業創造等に係る取組みを推進するとともに、石炭鉱業の構造調整に即応した地域振興対策等を講ずることにより、自立的な経済・社会システムの構築を図り、産炭地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 産炭地域投資育成事業

ア 産炭地域に株式会社を設立しようとするものが発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有に関する事業

イ 産炭地域に立地し、又は立地しようとする株式会社が発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有に関する事業

ウ 石炭鉱業の構造調整に即応して、地域振興対策を円滑に実施する必要がある産炭地域に立地する企業に対する助成事業

エ その他産炭地域の振興上必要な事業

(2) 空知産炭地域（芦別市、赤平市、歌志内市、三笠市、夕張市、上砂川町）振興事業

ア 新産業創造等事業

(ア) 新たな産業の創造に資する事業

(イ) 新たな産業の創造に関連する産業基盤整備に資する事業

(ウ) 企業の経営、技術等に関する指導及び相談事業

(エ) その他新たな産業の創造上必要な事業

(3) 釧路産炭地域（釧路市、釧路町、厚岸町、白糠町、浦幌町）振興事業

ア 新産業創造等事業

(ア) 新たな産業の創造に資する事業

(イ) 新たな産業の創造に関連する産業基盤整備に資する事業

(ウ) 企業の経営、技術等に関する指導及び相談事業

(エ) その他新たな産業の創造上必要な事業

(業務方法書)

第5条 前条の事業の適正な運営を図るため、業務方法書を定めるものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して出資した者
- (2) 特別会員 この法人の事業を賛助しようとする者

(入 会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

(出資金の返還)

第9条 退会した会員が既に納入した出資金は、第45条第3項による残余財産の処分をするまでは返還しない。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人以上20人以内（うち会長1人、専務理事及び常務理事各1人）
 - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 理事のうち5名以内については、会員以外から選任することができる。
 - 4 会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出るものとする。
 - 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出るものとする。

(職 務)

第 11 条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、会務を執行し、会長に事故があるとき、又は欠員のとき、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び専務理事を補佐し、日常の職務を処理する。
- 4 理事は、理事会の議決に基づき、会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は北海道知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第 12 条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬)

第 13 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の承認を得て報酬を支給することができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 14 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 15 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、総会に出席することができる。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 16 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 業務方法書の変更

(2) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は、正会員の 3 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の 3 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 18 条 会議は、第 11 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、すみやかに会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して、開会の 5 日前までに文書をもって、通知しなければならない。

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の役職者の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 20 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 21 条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数、又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領、並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員、又は、理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第24条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金及び事業に伴い取得した株式
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他収入

(財産の種類)

第24条の2 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 空知産炭地域総合発展基金（空知産炭地域新産業創造等事業）
- (2) 釧路産炭地域総合発展基金（釧路産炭地域新産業創造等事業）

3 運用財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 産炭地域投資育成事業資金
- (2) 財産の運用による収入及びその他収入

(基本財産等の処分の制限)

第24条の3 この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において正会員の4分3以上の議決を経、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 前項ただし書きに基づき、基本財産を一部処分して新産業創造等事業を行う場合は、その対象となる事業を審査するため、学識経験者等の意見を求めるものとする。

(財産の管理)

第 25 条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(費用の支出)

第 26 条 この法人の事業の実施に要する費用は、第 24 条の財産から支出する。

(事業計画及び予算)

第 27 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、総会の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 28 条 この法人の事業実績及びこれに伴う収支決算に関する書類は、会計年度終了後 2 カ月以内に会長が作成し、監事の監査を受けその意見を付し、総会の承認を受け、その会計年度終了後 3 カ月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(収支差額の処分)

第 29 条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を積立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 30 条 この法人は、資金を借入れようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、返済期間が 1 年以内のものを除き、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、北海道知事の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第 31 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 業務審査委員会及び事業審査委員会

(業務審査委員会)

第 32 条 この法人に、会長の諮問に応じ、第 4 条第 1 号に基づく投資育成事業に関する審査を行う業務審査委員会を置く。

(事業審査委員会)

第 32 条の 2 この法人に、会長の諮問に応じ、第 24 条の 3 第 2 項に基づく新産業創造等事業について審査を行う事業審査委員会を置く。

第 7 章 空知産炭地域総合発展機構

(空知産炭地域総合発展機構)

第 33 条 この法人に、第 4 条第 2 号の業務を円滑に実施するため、空知産炭地域総合発展機構（以下、「空知機構」という。）を置く。

(理事長等)

第 34 条 前条の規定に基づき設置される空知機構に、第 10 条に基づき選任された役員の中から、空知機構の業務を行うため、理事長、専務理事、常務理事を置く。

(運営委員会)

第 35 条 空知機構に、理事長の諮問に応じ、空知産炭地域の振興に係る重要事項の検討並びに事業の実施の促進を図るため、空知機構運営委員会を置く。

(プロジェクト推進委員会)

第 36 条 空知機構に、運営委員会において決定された事業を円滑に推進するため、必要に応じ、プロジェクト推進委員会を置く。

(空知産炭地域総合発展基金)

第 37 条 この法人の財産のうち一部を空知産炭地域総合発展基金として、別に経理し、第 4 条第 2 号アの事業を、特別会計をもって行うこととする。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般会計及び他の特別会計の経理と区分して整理するものとする。

第 8 章 釧路産炭地域総合発展機構

(釧路産炭地域総合発展機構)

第 38 条 この法人に、第 4 条第 3 号の業務を円滑に実施するため、釧路産炭地域総合発展機構（以下、「釧路機構」という。）を置く。

(理事長等)

第 39 条 前条の規定に基づき設置される釧路機構に、第 10 条に基づき選任された役員

の中から、釧路機構の業務を行うため、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を置く。

(運営委員会)

第40条 釧路機構に、理事長の諮問に応じ、釧路産炭地域の振興に係る重要事項の検討並びに事業の実施の促進を図るため、釧路機構運営委員会を置く。

(釧路産炭地域総合発展基金)

第41条 この法人の財産のうち一部を釧路産炭地域総合発展基金として、別に経理し、第4条第3号アの事業を、特別会計をもって行うこととする。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般会計及び他の特別会計の経理と区分して整理するものとする。

(釧路事業本部)

第42条 釧路機構の事業を円滑に推進するため、釧路事業本部（以下、「事業本部」という。）を置く。

2 事業本部に、釧路事業本部長（以下、「事業本部長」という。）を置き、副理事長をもって充てる。

3 事業本部長は、事業本部の業務を掌理する。

4 事業本部に、事業本部の事業を円滑に推進するため、釧路事業推進委員会を置く。

第9章 定款等の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(業務方法書の変更)

第44条 業務方法書の変更は、北海道知事に届け出るものとする。

(解 散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、会員の出資額の範囲内において配分するものとし、なお、残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て類似の目的のため、これを処分するものとする。ただし、空知産炭地域総合発展基金（空知産炭地域新産業創造等事業）及び釧路産炭地域総合発展基金（釧路産炭地域新産業創造等事業）については、北海道に寄附するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所及び従たる事務所に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 主たる事務局の事務局長は、常務理事をもって充てる。
- 4 事務局の組織、職員、事務処理に関し必要な事項は別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会において選任されたとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、昭和48年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第14条第1項第1号及び第2項第2号、並びに第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和48年3月31日までとする。

昭和47年10月2日

附則

この変更は、昭和62年8月1日から施行する。
(第1条、第2条、第4条を一部変更及び第4条の2を追加)

附則

この変更は、昭和63年7月15日から施行する。
(第4条及び第22条を一部変更)

附 則

この変更は、平成4年6月5日から施行する。

(第2条、第3条及び第4条を一部変更。第4条の2を第5条とし、第5条を一部変更し第6条とする。第6条及び第7条を1条ずつ繰り下げ。第8条を一部変更し第9条とする。第9条を一部変更し第10条とする。第10条を一部変更し第11条とする。第11条を第12条とし、同条の次に第13条(報酬)を追加。第12条を第14条とし、第13条を一部変更し第15条とする。第14条を第16条とし、第15条を一部変更し第17条とする。第16条から第18条までを2条ずつ繰り下げ。第19条を一部変更し第21条とする。第20条及び第21条を2条ずつ繰り下げ。第22条を一部変更し第24条とする。第23条及び第24条を2条ずつ繰り下げ。第25条を一部変更し第27条とする。第28条を第32条とし、第26条及び第27条を2条ずつ繰り下げ、第29条の次に第30条(収支差額の処分)及び第31条(借入金)を追加。第7章を第8章とし、第6章の次に第7章(空知産炭地域総合発展機構)を追加。第29条を第38条とし、第30条を第39条とし、第31条を一部変更し第40条とする。第8章を第9章とし、第32条を第41条とする。)

附 則

この変更は、平成5年6月22日から施行する。

(第2章及び第4条第1号③を一部変更)

附 則

この変更は、平成8年9月24日から施行する。

(第2条、第4条及び第9条を一部変更。第5章を第6章、第6章を第5章とし、第24条を第32条とする。第25条及び第26条を1条ずつ繰り上げ。第27条を一部変更し第26条とする。第28条から第32条までを1条ずつ繰り上げ。第35条及び第37条を一部変更。第7章の次に第8章(釧路産炭地域総合発展機構)を追加。第8章を第9章とし、第38条から第40条までを5条ずつ繰り下げ。第9章の次に第10章(事務局)を追加。第9章を第11章とし、第41条を第47条とする。)

附 則

この変更は、平成9年9月19日から施行する。

(第2条を一部変更)

附 則

この変更は、平成10年11月24日から施行する。
(第2条を一部変更)

附 則

この変更は、平成13年2月28日から施行する。

(第3条及び第4条を一部変更し、第2号及び第3号に(新産業創造等事業)を追加。第10条を一部変更し、第6項(理事の異動)及び第7項(監事の異動)を追加。第11条を一部変更し、第5項に(監事の職務)第1号から第4号を追加。第12条及び第17条を一部変更。第18条を一部変更し、第2項を第3項とし、第2項に(会議の招集)を追加。第23条及び第24条から第26条を一部変更し、第24条の2に(財産の種類)及び第24条の3に(基本財産の処分制限)を追加。第27条を一部変更し、第2項及び第3項に(暫定予算)を追加。第28条、第30条、第32条、第37条、第41条及び第45条の3項を一部変更)

附 則

この変更は、平成14年1月16日から施行する。
(第24条の3に第2項を追加し、第32条の次に第32条の2(事業審査委員会)を追加)

附 則

この変更は、平成17年6月9日から施行する。
(第10条第1項第1号を一部変更)

附 則

この変更は、平成18年6月12日から施行する。
(第4条第3号を総務省告示第950号(市町の廃置分合)により一部変更)

附 則

この変更は、平成18年12月27日から施行する。

(第24条の2第1項及び第3項を一部変更し、第3項を第4項とし、第3項を追加。第24条の3第1項及び第2項を一部変更し、第3項を追加。

第32条の2を一部変更し、第1号及び第2号を追加。(産炭地域活性化事業費補助金(産炭地域基盤整備事業費)交付要綱(平成4年6月15日付け4資庁第7757号)の一部改正(平成18年11月24日付け平成18・10・12財資第19号)及び産炭地域活性化基金管理運営要領(平成4年6月15日付け4資庁第7755号)の一部改正(平成18年11月24日付け平成18・10・12財資第20号)による。))

附 則

この変更は、平成19年9月4日から施行する。

(第2条を一部変更)

附 則

この変更は、平成24年2月1日から施行する。

(第4条第2号ア及び第3号アを削除し、第2号イ及び第3号イを第2号ア及び第3号アとする。第10条第1項第1号を一部変更。第24条の2第1項を一部変更、第3項を削除し、第4項を第3項とする。第24条の3第1項及び第2項を一部変更し、第3項を削除する。第32条の2第1号を一部変更、第2号を削除し、第32条の2とする。第37条第1項及び第41条第1項を一部変更)